

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		大阪府枚方市					
プ ラ ン の 名 称		市立枚方市民病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 23日					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 25年度					
病院 の 現 状	病 院 名	市立枚方市民病院					
	所 在 地	大阪府枚方市禁野本町2丁目14番1号					
	病 床 数	一般病床 411床、感染症病床8床					
	診 療 科 目	内科・循環器科・消化器科・呼吸器科・小児科・外科・肛門科・胸部外科(心血管外科・呼吸器外科)・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科口腔外科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<ol style="list-style-type: none"> <li>① 小児医療:医療圏唯一の小児救急体制の維持を踏まえ、小児医療に積極的に取り組む。</li> <li>② 救急医療:市民病院の機能に応じた救急医療を実施する。</li> <li>③ 災害時医療:市の災害医療センターとしての役割を引き続き担う。</li> <li>④ 感染症医療:医療圏で唯一の第2種感染症指定医療機関として感染症医療を担う。</li> <li>⑤ 地域の医療機関との連携:開放型病床の設置など、地域の医療機関との連携を推進する。</li> <li>⑥ 保健・福祉との連携:現在行っている助産施設や病児保育など保健・福祉との連携を引き続き実施する。</li> <li>⑦ 地域で不足する医療への対応:緩和ケアや地域周産期母子医療センターレベルの機能を新病院の開設時期を目途に体制を整備する。</li> </ol>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<ol style="list-style-type: none"> <li>① 病院の建設改良費や建設改良のために行った企業債の元利償還金の1/2。ただし、新病院建設のための用地取得に係る企業債の元利償還金のみ全額負担。</li> <li>② リハビリテーション医療に従事する医師、看護師、医療技術職員等の人件費とリハビリテーションを行う室の光熱水費等の経費。</li> <li>③ 周産期医療に従事する医師、看護師、医療技術職員等の人件費と材料費、周産期医療を行う室の光熱水費等の経費。</li> <li>④ 小児医療に従事する医師、看護師、保育師等の人件費と材料費等の経費。</li> <li>⑤ 院内保育所に従事する保育師等の人件費と保育所の光熱水費等の経費。</li> <li>⑥ 救急医療に従事する医師、看護師、放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、事務職員等の人件費、材料費等の経費。</li> <li>⑦ 胸部外科・口腔外科に対する不採算額、高度医療機器の運用、未熟児室の維持、病理解剖等に要する医師、看護師、検査技師等の人件費と材料費等の経費。</li> <li>⑧ 集団検診等に従事する医師や医療相談に従事する職員の人件費、助産施設の維持に必要な材料費の経費等、福祉的に必要となる経費。</li> <li>⑨ 経営基盤強化対策に要する経費 <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費1/2の額。</li> <li>ii) 病院事業の経営研修に要する経費の1/2の額。</li> <li>iii) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費の1/2の額。</li> <li>iv) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費</li> </ol> </li> <li>⑩ 財政健全企業等に要する経費 <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費(ただし、前々年度における経常収支の不足額を限度)。</li> <li>ii) 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費</li> </ol> </li> </ol>					
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	102.8%	103.1%	103.8%	105.2%	106.3%	
	医業収支比率	98.4%	97.1%	98.8%	99.8%	101.7%	
	職員給与費対医業収益比率	57.6%	58.6%	55.6%	54.1%	53.0%	
	病床利用率(稼働病床比率)	85.4%	86.4%	86.4%	86.4%	86.4%	
	病床利用率(許可病床比率)	57.1%	53.8%	71.6%	71.6%	75.3%	
上記目標数値設定の考え方		<p>公立病院改革ガイドライン、府の示す指標を参考に設定。市民病院は、病床利用率を除き、これまでよりこれら指針は満たしているが、老朽化した施設の建て替えを予定しているため、平成25年度は赤字となる見込み。(固定資産除却費や減価償却費は現金の支出を伴わないため、資金不足は生じず、不良債権も発生しない見込み。)しかし、平成30年には経常収支比率は、約99%まで回復すると見込んでいる。 (経常黒字化の目標年度:平成31年度)</p>					

				団体名 (病院名)	枚方市 (市立枚方市民病院)		
公立病院としての医療機能に係る数値目標 (主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	救急患者数	932	1,000	1,000	1,000	1,000	年間延べ人数
	小児科入院患者数	10,899	11,048	11,051	11,051	11,051	年間延べ人数
	地域連携診療件数	8,880	9,315	9,772	10,251	10,754	年間延べ人数
	地域連携検査件数	1,338	1,400	1,400	1,400	1,400	年間延べ人数
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	<p>全国の黒字公立病院等を対象に、ベンチマーク分析を行い課題の把握を行う。また、これまで全医師に導入してきた目標管理制度については、「財務の視点」や「顧客の視点」等のBSCの視点から目標管理制度の充実に取り組む。</p> <p>① 目標管理制度の充実(継続) ② 「全国の黒字病院」等を対象として、運営効率、コスト等に係る指標及びデータ収集の手法を研究し、ベンチマーク分析を実施(平成21年度実施予定)</p>					
	事業規模・形態の見直し	<p>医療法第30条の4第2項12号に基づき、大阪府保健医療計画において定められている北河内医療圏の一般病床及び療養病床の基準病床数は、平成19年10月1日現在、7,864床となっているのに対し、既存病床数は9,810床となっており、病床過剰圏域となっている。このため、市民病院の病床規模についても見直しを行う。</p> <p>① 必要病床数として設定した335床と許可病床419床との差を解消し、事業規模を見直し(平成21年度実施予定)</p>					
	経費削減・抑制対策	<p>SPD業務や医療機器等保守業務については、業務を委託しているが、業務内容を精査するなど費用対効果を検証し、経費の削減・抑制対策を推進する。</p> <p>① 外注業者委託の業務内容の再検討(継続) ② 医薬品・診療材料等の購入価格の抑制(継続) ③ 在庫管理の徹底化(継続)</p>					
	収入増加・確保対策	<p>着実に収益を確保するため、診療報酬改定への早期対応などに加え、診療報酬の請求漏れのチェックや未収金への対策強化なども取り組む。</p> <p>① 診療報酬改定への早期対応(平成21年度実施予定) ② DPCに対応した体制の整備(平成21年度実施予定) ③ 未収金の回収に向けた取り組みの強化(平成21年度実施予定)</p>					
その他							
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	60.30%	18年度	61.60%	19年度	57.10%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<p>医療法第30条の4第2項12号に基づき、大阪府保健医療計画において定められている北河内医療圏の一般病床及び療養病床の基準病床数は、平成19年10月1日現在、7,864床となっているのに対し、既存病床数は9,810床となっており、病床過剰圏域となっている。このため、市民病院の病床規模について、必要病床数として設定した335床と許可病床419床との差を解消し、事業規模を見直す。</p> <p>また、建物は第1次増改築工事から、40年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、平成25年度の開設を目的に新病院建設の取り組みを進めている。</p>					

団体名 (病院名)	枚方市 (市立枚方市民病院)
--------------	-------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	北河内医療圏内の公立病院は、市民病院のみで、公的な病院は、星ヶ丘厚生年金病院、枚方公済病院となっている。また、医科系の大学病院も関西医科大学附属枚方病院と同大学附属滝井病院の2病院が圏内にあり、うち、本市には本医療圏全体の41.9%の病院が所在している。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性*11	府の策定した「公立病院改革に関する指針」では診療科による機能分担を、北河内医療圏における再編・ネットワークのパターンの方向性として示している。 本医療圏は、市立病院は枚方市民病院のみであるが、市民病院の近隣には、200床以上の病院が複数存在している。このため、近接する病院との関係の中で、市民病院が果たすべき役割を明確にし、周辺病院との機能分担や連携の検討を挙げている。		
再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) ) 詳細は別紙添付 1 具体的な計画が未定の場合は、① 2 検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年度まで	<概要> 初期救急や二次救急を担う医療機関の適切な役割分担のあり方等について検討する。	<詳細> 近年、問題となっているコンビニ受診等による救急医療に従事する医師の不足などへの課題に対して、枚方市医師会をはじめとする地域の医療機関と検討する場を設け、連携・協力して解決する仕組みづくりを行う。	
	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
経営形態見直しに係る計画	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) ) 詳細は別紙添付 1 具体的な計画が未定の場合は、① 2 検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年度まで	<概要> 地方公営企業法全部適用の検証と地方独立行政法人化のメリット・デメリット等について検証する。	<詳細> 市民病院は、地方公営企業法全部適用後は、政策医療を担いながらも黒字化が達成している。このことから、現時点の経営形態により、健全な経営に努めるとともに、これら課題への検討を行うため、地方独立行政法人化をはじめとする経営形態の見直しについて、毎年度行う改革プランの点検・評価の場等を活用し中期的に検討を行う。(体制等については「点検・評価・公表等」を参照)
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	本プランに推進状況及び取り組みの結果を評価するため、有識者等の参加を得て設置した評価委員会を設置し検証する。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	本プランの進捗状況については、概ね年1回以上審議し、その結果についても、速やかに公表する。		
その他特記事項				

(別紙)

団体名  
(病院名)枚方市  
(市立枚方市民病院)

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分							
収	1. 医 業 収 益 a	5,913	5,800	5,854	6,042	6,053	6,247
	(1) 料 金 収 入	5,058	5,078	5,082	5,276	5,287	5,477
	(2) そ の 他	855	722	772	766	766	770
	うち他会計負担金	679	547	593	574	574	574
	2. 医 業 外 収 益	381	577	388	345	393	367
	(1) 他会計負担金・補助金	300	375	313	265	307	279
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	19	21	25	26	26	26
	(3) そ の 他	62	181	50	54	60	62
	経 常 収 益 (A)	6,294	6,377	6,242	6,387	6,446	6,614
	入	1. 医 業 費 用 b	6,172	5,893	6,031	6,117	6,068
(1) 職 員 給 与 費 c		3,645	3,340	3,430	3,360	3,274	3,309
(2) 材 料 費		1,125	1,091	1,100	1,143	1,145	1,187
(3) 経 費		1,082	1,160	1,197	1,336	1,342	1,344
(4) 減 価 償 却 費		294	278	275	228	257	253
(5) そ の 他		26	24	29	50	50	50
2. 医 業 外 費 用		122	312	24	35	62	79
(1) 支 払 利 息		6	5	4	16	42	56
(2) そ の 他		116	307	20	19	20	23
経 常 費 用 (B)		6,294	6,205	6,055	6,152	6,130	6,222
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	0	172	187	235	316	392	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	16	151	9	1	1	1
	2. 特 別 損 失 (E)	12	35	38	31	31	31
	特別損益 (D)-(E) (F)	4	116	-29	-30	-30	-30
純 損 益 (C)+(F)	4	288	158	205	286	362	
累 積 欠 損 金 (G)	3,287	2,999	2,841	2,636	2,350	1,988	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	1,452	1,946	2,250	2,714	3,048	3,665
	流 動 負 債 (イ)	640	468	480	639	508	681
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務 (オ) {(イ)-(エ)} -{(ア)-(ウ)}	-812	-1,478	-1,770	-2,075	-2,540	-2,984	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	-115	-666	-292	-305	-465	-444	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.0%	102.8%	103.1%	103.8%	105.2%	106.3%	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-13.7%	-25.5%	-30.2%	-34.3%	-42.0%	-47.8%	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	95.8%	98.4%	97.1%	98.8%	99.8%	101.7%	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	61.6%	57.6%	58.6%	55.6%	54.1%	53.0%	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	-812	-1,478	-1,770	-2,075	-2,540	-2,984	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-13.7%	-25.5%	-30.2%	-34.3%	-42.0%	-47.8%	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		-	-	-	-	-	
病 床 利 用 率	61.6%	57.1%	53.8%	71.6%	71.6%	75.3%	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	枚方市 (市立枚方市民病院)
--------------	-------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分							
収 入	1. 企 業 債	60	79	60	1,955	415	2,397
	2. 他 会 計 出 資 金	137	154	123	136	77	165
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	6. 国 ( 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	7. そ の 他	1	122	0	0	0	9
	収 入 計 (a)	198	355	183	2,091	492	2,571
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	198	355	183	2,091	492	2,571	
支 出	1. 建 設 改 良 費	83	113	126	2,089	445	2,597
	2. 企 業 債 償 還 金	211	255	208	137	124	140
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	102	23	4	14	21	28
	支 出 計 (B)	396	391	338	2,240	590	2,765
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	198	36	155	149	98	194	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	198	36	155	149	98	194
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0
計 (D)	198	36	155	149	98	194	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

1. 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(192,612) 978,683	(91,558) 921,040	(43,446) 904,906	(17,160) 839,486	(17,160) 880,062	(17,160) 853,329
資 本 的 収 支	136,935	153,622	123,019	135,898	77,676	165,443
合 計	(192,612) 1,115,618	(91,558) 1,074,662	(43,446) 1,027,925	(17,160) 975,384	(17,160) 957,738	(17,160) 1,018,772

(注)

- 1 ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。